サービス利用に関する確認書(リスク確認及びお客様表明事項)

私は、株式会社トラストファイナンス(以下、「営業者」といいます。)が運営する Trust Lending (トラストレンディング)」(以下、「本サイト」といいます。)により提供されるソーシャルレンディングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を利用するにあたって、以下の内容を十分理解していること、及び私が以下(7)及び(8)に該当しないことを確約し表明します。

- (1) 本サービスにより、お客様が営業者と締結することとなる匿名組合契約(以下、「本契約」といいます。)は、以下のリスクが内在しており、出資金の元本が保証されたものではないこと。
 - ① 本契約は、営業者が資金需要者(以下、「本借入人」といいます。)との間で金銭消費貸借契約(以下、「本貸付契約」といいます。)を締結し、匿名組合員となるお客様から出資金を受け入れ、当該出資金を本借入への貸付金へ充当し、貸し付け、本借入人から貸付金元本及び利息等(遅延損害金を含む、以下「回収金」といいます。)の返済を受けることにより収益獲得を目指す事業(以下、「出資対象事業」といいます。)に適用されます。したがって、本借入人の信用状況が悪化することにより、回収金が滞り、収益の減少又は費用の増加がもたらされる場合や出資金の元本額が欠損する損失が発生する場合があります。又、営業者は保証人と本貸付契約を主たる債務とした保証契約を締結する場合がありますが、保証人の信用状況が悪化した場合にも、同様に出資金の元本額が欠損する損失が発生する場合があります。
 - ② 営業者の信用状況により、出資対象事業の遂行に重大な支障が生じ、出資対象事業の収益の減少又は費用の増加がもたらされる場合があります。又、営業者が破産等した場合には出資金及び回収金が破産財団に組み込まれるおそれがあり、出資金の一部又は全額の返還をすることができない場合があります。
 - ③ 営業者は、本借入人及び保証人(物上保証人を含む)から担保権を取得する場合があります。本借入人からの回収金が滞った場合、最終的に取得した担保権より本貸付契約に基づく債権(以下、「本貸付債権」といいます。)の回収を図りますが、マクロ環境等(政治・法律的環境要因、経済的環境要因、社会的環境要因及び技術的環境要因等)の変化による担保権評価額の低下等により、本貸付債権を担保する割合が減少し、出資金の元本額が欠損する損失が発生するおそれがあります。
 - ④ 営業者が出資対象事業について取引する金融機関が破綻した場合等、出資対象事業の遂 行に重大な支障が生じる可能性があり、その結果、出資対象事業の収益の減少又は費用 の増加がもたらされる場合があります。
 - ⑤ 出資対象事業に関連する税法の規定又はその解釈に変更が生じた場合、出資対象事業の 税負担が想定外に増加する場合があります。

- ⑥ 出資対象事業に影響を与える法制度の変更がおこなわれた場合、出資対象事業の収益の 減少又は費用の増加がもたらされる場合があります。
- ⑦ 金融市場の混乱、営業者その他の関連する当事者の事務的過誤、地震、台風、火災その他の自然災害、又は戦争、内乱、テロその他の人為的災害により、出資対象事業の遂行に重大な支障が生じ、出資対象事業の収益の減少又は費用の増加がもたらされる場合があります。
- ⑧ 営業者の株主の破産、死亡、解散その他の理由により営業者の株主が第三者に移転した 場合には、営業者の運営について影響が及び出資対象事業の遂行に支障が生ずる場合が あります。
- ⑨ 本借入人又は保証人(但し、保証契約のある場合。以下同様)からの回収金が遅滞し、 90日間を経過した場合には、弁護士等への本貸付債権の譲渡を検討します。弁護士等 へ何らかの代金額で本貸付債権を売却できた場合に、その金額は相当低いものとなることが想定され、出資金の一部又は全部を返還することができなくなる場合があります。
- (2) 本借入人が債務不履行となった場合であっても、お客様は本借入人又は保証人との直接接触を含む一切の債権回収行為を行うことはできないこと。又、本貸付債権はお客様への譲渡はおこなわないこと。
- (3) 貸金業法の観点から、お客様に対して開示する本借入人及び保証人に関する情報は、本サイト内の各ローンファンドの詳細画面に表示されている内容及び当該ローンファンドに関し、 営業者がお客様からの質問に回答する内容に限られること。
- (4) 営業者は、本借入人に対する審査を行い、出資対象事業をおこなうが、営業者が本借入人から開示された情報、信用状態、返済能力を保証するものではないこと。
- (5) お客様が本サービスの会員登録をおこなうにあたって申告する個人情報等が、真実かつ正確 なものであること。
- (6) お客様は本確認書を含む重要書面(利用規約、契約締結前交付書面、匿名組合契約約款、電磁的方法による書面の交付に関する同意書)をよく読み、本サービス及び本契約の内容を十分理解した上で本サービスの会員登録をおこなうものであること。
- (7) お客様は以下に該当しないものであること。(⑤~⑫については、将来にわたっても該当しないこと)
 - ① 未成年者
 - ② 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び精神障害者

- ③ 生活保護被適用者
- ④ その他、金融商品取引を行う適格性に欠けると認められる者
- ⑤ 暴力団
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- ⑦ 暴力団準構成員
- ⑧ 暴力団関係企業
- 9 総会屋等
- ⑩ 社会運動等標ぼうゴロ
- ① 特殊知能暴力集団等
- (12) その他(5)~(11)に準ずる者
- 2 お客様が以下に該当する場合には、本会員登録の申請前に、営業者に対し電話(03-6453-9969) 又はEメール (support@trust-lending.net) により、いずれに該当するのかを具体的に申告する ものとする。
 - ① 以下の「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方
 - i. 国家元首
 - ii. 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - iii. 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - iv. 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - v. 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚 長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
 - vi. 中央銀行の役員
 - vii. 予算について国家の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
 - ② 過去に上記①であった方
 - ③ 上記①又は上記②に掲げる者の親族(配偶者(事実婚を含みます)、父母、子、兄弟姉妹、 並びにこれらの者以外の配偶者の父母および子)
- (8) お客様は自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないこと
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて営業者の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (9) お客様が前々項⑤~⑫及び前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、本サービスが停止され、本契約の全部又は一部を解除されても異議のないこと。又、これによりお客様に損害が生じた場合でも、一切の責任はお客様自身にあること。

以上